

平成27年 第2回福島町教育委員会会議録

□開催日時	平成27年2月12日(木)午後2時00分～午後4時45分
□開催場所	福島町役場 庁議室
□出席委員	委員長 平沼竜平 君、委員 佐々木幸夫 君、委員 阿部 透 君、 委員 佐藤節子 君、教育長 盛川 哲 君 (5名)
□欠席委員	なし
□委員以外の出席者	学校教育課長兼学校給食センター所長 飯田富雄 君、生涯学習課長 阿部憲一 君 学校教育課長補佐 星野優司 君、生涯学習係長 福原貴之 君

会議成立・開会

○委員長

ご苦労様です。それでは平成27年第2回福島町教育委員会会議を行います。

ただ今の出席委員数は5名で、在任委員の半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。よって平成27年第2回教育委員会会議を開催いたします。

会議日程

○委員長

本日の議事は、皆さんに配布の会議・議事日程にしたがって行いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名委員の指名

○委員長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に、阿部委員を指名いたします。

会期の決定

○委員長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期委員会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。

事務報告

○委員長

日程第3、事務報告を行います。まず教育長から重点報告をお願いします。

○教育長

ご苦労様でございます。私の方から5点程報告をいたします。ほとんど本日の提案の議案に係るものでございます。

1番目、新年度の執行方針及び予算の特徴についてでございます。この原案、新年度の執行方針及び予算の特徴について、後ほど本委員会でお示しいたしますのでご審議の程よろしくをお願いします。

2番目、法改正に伴う条例の一部改正について、でございます。社会教育法の一部改正によ

り、福島町社会教育委員の定数・任期に関する条例の一部を改正する必要が生じたということで、今期委員会に提案いたします。

3 番目、奨学生の選定及び補正予算についてでございます。福島町奨学資金条例の改正したことによる一時金を中心とする申し出が多数ありましたので、その新規の奨学生の選定をする必要があるため本委員会に後ほど提案いたします。なお、この関係で1月末までに申請のあった奨学資金の平成26年度予算部分で対応が必要なことから、2月20日に議会2月会議が開催されますけれども、それに提案する補正予算を審議していただきたいと思っております。

4 番目、教育実践表彰についてでございます。平成26年度渡島管内教育実践表彰で、相撲を通じて地域の伝統文化と青少年の健全育成に尽力した功績により、福島町相撲協会が選定されたのでお知らせいたします。なお、表彰式は2月26日に渡島総合振興局にて行われます。

5 番目、バスの所管替えについてでございます。現行のスクールバス、三菱製のもので寄贈されたバスでございますけれども、そのバスの年数がたち車体本体が老朽化してきたということで廃車となるため、現在役場で福祉バスとしているマイクロバス、トヨタ製のものをスクールバスに転換にして活用することになりました。1番目から3番目については後ほど議案として説明することになりますので、よろしくお願いいたします。

以上で事務報告を終わります。

○委員長

続きまして、事務局から事務報告を求めます。まず学校教育関係を学校教育課長補佐お願いします。

○学校教育課長補佐

2 ページをお開き下さい。前委員会から本日

までの事務報告であります。2月6日義務教育指導監が福島小学校に来ています。9日まちづくり推進会議が役場で開催されております。本日12日役場で校長会が開催されております。次に今後の主な行事予定です。2月13日第8回総合計画特別委員会が議場で開かれる予定でございます。14日夕陽会渡島支部の「勇退者激励感謝の会」が函館法華クラブで行われ、教育長が出席予定です。16日教頭会。18日第2次一般教職員人事協議が開催される予定です。20日議会2月会議及び総合計画特別委員会が開催されます。25日義務教育指導監が吉岡小学校に来ます。3月1日福島商業高等学校の卒業式です。4日から5日にかけて、福島商業高等学校の一般入試が開催されます。5日イカの料理教室ということで、福島小学校において福島小学校の5年生と吉岡小学校の5・6年生を対象に行われます。9日から17日にかけて議会3月会議定例会です。11日校長会。13日福島中学校の卒業式。教育委員の皆さんに出席の方をよろしくお願いいたします。18日、福島小学校と吉岡小学校でそれぞれ卒業式がありますので、教育委員の皆さんに出席願います。

以上です。

○委員長

続いて生涯学習関係を生涯学習係長お願いします。

○生涯学習係長

3 ページをお願いします。前委員会から本委員会までの事務報告です。1月28日に北海道駅伝競走大会のコース検討部会を開催しております。31日には町民縄跳び大会。小学生及び保護者で大会を行っております。2月1日には雪上レクリエーション大会。主な行事予定ですけど、2月14日にはスポーツ少年団を対象とした体力測定を行います。17日及び24日については町民を対象にいきいき運動教室を

行います。19日にはスポーツ・文化賞表彰式、教育委員さんの出席をお願いします。なお、予定に入っておりませんが南北海道のコース検討部会、これは毎月1回程度に開催していくということで2月末に開催する予定です。

以上です。

○委員長

続きまして学校給食センター関係を学校給食センター所長お願いします。

○給食センター所長

それでは4ページをお願いいたします。今後の主な行事予定です。2月20日に福島小学校4年生の保護者の給食試食会。25日には福島中学校保護者の給食試食会を予定しております。それから3月に入りまして、3月10日には福島中学校3年生のバイキング給食。3月16日には吉岡小学校6年生のバイキング給食。福島小学校6年生につきましては、まだ日程は確定しておりません。ですが6年生は3月の中旬に予定しております。

以上でございます。

○委員長

事務報告が終わりました。この義務教育指導監訪問は特別なことでしょうか。

○学校教育課長

渡島教育局から、新任の校長や教頭だとか転任になってきた学校とか順番に廻ります、あとは学校で要請して学力などの関係で午前か午後に来て協議しております。この間来たときは福島小学校は学力向上に対して非常に頑張っていると評価を得ております。

○委員長

わかりました。他に何かご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、事務報告を終結いたします。

議案第1号 平成27年度教育行政執行方針案について

○委員長

日程第4、議案第1号、平成27年度教育行政執行方針案についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

議案の1ページをお願いいたします。議案第1号、平成27年度教育行政執行方針案について。平成27年度教育行政執行方針を次のとおり決定したいので、意見を求めます。平成27年2月12日提出。福島町教育委員会。記。教育行政執行方針案別冊1ということで、議案第1号別冊1平成27年度福島町教育行政執行方針案の1ページ目をお願いいたします。私の方で概略を説明していきます。平成27年度教育行政執行方針ということで、子供たちに生きる力を育成するために、一人ひとりに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む質の高い教育活動が求められております。次の段に行きまして、子どもたちに基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、いかに社会が変化しようとも自ら主体的に判断し、行動ができるよう、いきいきと学ぶことが出来る学校教育の推進に努めて参ります。また、子どもの家庭での時間の過ごし方や家庭学習、生活習慣の確立が重要なことから、引き続き家庭への啓発と連携をさらに強めて参ります。次の段落に行きまして、学習習慣を身につけさせるための通学合宿については、内容を充実させて継続して参ります。土曜学習のあり方につきましては、平成27年度は試行に向けて協議を進めて参ります。福島町奨学資金制度につきましては、一時金貸付制度を創設しましたので、今後は利用の拡大に努めて参りま

す。それから最後の段落の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員会制度の改革に係る関係事務につきましては、町長部局と調整のうえとり進めて参りますのでよろしく願います。

次に学校教育等の推進についてでございます。(1)学校の安全対策等。防犯体制の充実に努め、避難訓練や自ら危険を回避できる力を育てていきます。防災教育の一層の推進を図ってまいります。また交通安全教育や通学路の安全確保にも、警察や各道路管理者と連携を図っていききたいと思います。2ページをお願いいたします。(2)学力向上対策。全国学力・学習状況調査や各種標準学力検査の結果に基づき、児童生徒の学習課題を把握し、引き続き習熟度別少人数指導等を実施してまいります。国際理解教育につきましては、ALT(外国語指導助手)の複数配置により、小学校・中学校または保育所・幼稚園や福島商業高校での指導についても充実に努めて参ります。それから基礎学力向上対策の一環として、教職員の授業力向上や様々な教育課題に対応できるよう、先進地の指導方法等の研修などを資質・能力の向上に努めて参ります。(3)健やかな心と身体の育成につきましては、自他の生命を大切にす豊かな心を育成する道徳教育の一層の充実に努めて参ります。次の段落に行きまして、朝読書の推進や家庭における「家読(うちどく)」など、読書の習慣化に努めて参ります。いじめの問題につきましては、人間関係のトラブルの把握等の早期発見・早期対応に努め、危機意識を持って取り組んで参ります。子供たちの健康や体力につきましては、体育の授業だけでなく部活動や休み時間、放課後の運動など学校全体で体力向上に取り組んで参ります。なお、子どもたちの相撲の普及・浸透を図るため、「相撲に親しむ活動」を継続して参ります。(4)特別支援教育。これに

つきましては、引き続き介助員を配置し、適切な支援体制の確保に努めて参ります。3ページをお願いします。普通学級において支援を要する児童が増加傾向にあることから、個々のニーズに対応するために、新たに学習支援員を配置し、きめ細かな支援に努めて参ります。(5)高校存続対策。これにつきましては、今年度より看護・医療系学校受験対策講習を実施して、生徒のキャリアアップに繋がる選択肢を広げて参ります。(6)学校給食。福島町食育推進計画に基づいて地元産食材の使用割合をさらに高めるため、平成22年度より実施しております給食助成金を増額して、地域の特色を生かした給食を提供してまいります。

学校教育の方は以上でございます。

○生涯学習課長

社会教育推進についてから説明させていただきます。(1)第6次社会教育中期計画につきましては、先程も前文でふれておりますので説明を省略いたします。(2)社会教育活動では、土曜日の過ごし方について課題となっているので改善につながるよう、各学校と協調を取りながら、事業に取り組んでまいります。4ページをお開き願います。図書ボランティア制度の確立を図るなど読書活動の推進に必要な体制の整備を進めて参ります。(3)芸術文化・文化財のところですが、松前神楽については調査が2年目になることから国指定に向けた取り組みを進めて参ります。それから埋蔵文化財については、館崎遺跡の出土品を整理している北海道埋蔵文化財センターと協議のうえ、保管展示に係る準備を進めて参りますという記述になっております。(4)社会体育活動の部分ですけれども、総合体育館については耐震補強工事等を実施し施設利用者の利便性の向上を図ります。なお工事期間中は学校体育館を利用できるよう整理してまいります。それから町民プー

ルについては、昨年のプール祭りの部分を引用して引き続きこれらのイベントを実施するほか、成人から高齢者に対してプール利用による体力の維持・向上効果などPRし、利用率の維持向上に努めて参ります。

以上で生涯学習関係の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長

提案理由の説明が終わりました。ご質問はありませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっており、まず議案第1号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議案第2号 福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正について

○委員長

日程第5、議案第2号 福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正について、を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

議案の2ページをお開き下さい。議案第2号といたしまして、福島町社会教育委員の定数及び任期に関する一部改正についてです。町と協議のうえ平成26年度福島町議会定例会3月会議に、次のとおり提案したいので意見を求めます。平成27年2月12日提出。福島町教育委

員会。ということで、3ページに議案の写し、4ページには説明資料がございます。説明は4ページで行いたいと思いますので、4ページをご覧ください。まず提案の理由についてです。最初に記載されているとおり、平成25年に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律という法律が可決されました。第15条の規定で社会教育法の一部が改正されております。施行は平成26年4月1日からですが、その関係で福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例を改正するという中身になっております。それでその法律が変わった内容がどのようなものか下に示されておりまして、これが社会教育法の改正前と改正後になります。簡単に申し上げますと、今まで社会教育法で定めていたことを地域の自主性や自立性を高めるために、今度は法律では定めないのでそれぞれの条例で定めなさいという趣旨です。それで法律では改正前は、第15条のところに社会教育委員の構成ということで社会教育委員を置く事が出来る。そして社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のあるものの中から、教育委員会が委嘱すると中身を法律でうたっておりまして。そしてその下の括弧書きの定数等のところは、右の方で委嘱の基準等も入るので変わっております。そして改正後の法律では、社会教育委員の構成ではなく、社会教育委員の設置のみをうたっております。社会教育委員は、教育委員会が委嘱するというだけになっております。社会教育委員の委嘱の基準等につきましては、第18条で委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するも

のとする改正されております。その参酌する文部科学省令は、下記に記載されている文章となっております。この参酌基準につきましては、改正前の第15条第2項と同じものでございます。ですから、法律では改正前のおりですが、地元の教育委員会が良ければ条例で定めなさいという中身になっております。それで3ページにお戻り頂きます。まず改正する中身といたしまして、福島町の条例にタイトルが社会教育委員の定数及び任期に関する条例となっていました。定数と任期だけではないので、タイトルも社会教育委員会に関する条例に改めております。そして第1条で法律の部分、社会教育法の部分をうたっております。第2条で先程申し上げました社会教育委員の選任・委嘱の基準をうたっております。そして第3条、改正前は第1条となっております。今まで委員は15人ということで定めておりましたけれども、15人に達しないと定数が減となってしまいますので、他の町のも参考にしたいんですけども、15人以内ということで整理をしていきたいと思います。それから左では第2条となっていて、ところが、右では第4条となっていて、ただし、再任を妨げないと。今まででもこれは現実的には行っている部分ですけども、それを明文化しております。第5条、第6条の部分につきましては繰り下げですから、条ずれのみでそのままです。それでもう一度4ページをお開き願います。4. その他というところがあります。次の社会教育委員の任期は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとなっておりますので、それで今回は提出をして、次の改正からおこなって行くという流れになっております。

以上でございます。

○委員長

提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

○委員

新規の委員の定数はどのくらいと考えておりますか。今と同じくらいですか。

○生涯学習課長

できるだけ15人をお願いしたいと考えています。

○委員長

暫時休憩いたします。

《休憩 2:30～2:40》

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。他にご質問はございますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、質疑を終ります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第2号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

議案第3号 第6次福島町社会教育中期計画の決定について

○委員長

日程第6、議案第3号 第6次福島町社会教育中期計画の決定についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

議案の5ページをお開き下さい。議案第3号、第6次福島町社会教育中期計画の決定についてです。第6次福島町社会教育中期計画を下記のとおり決定したいので、意見を求めます。平成27年2月12日提出。福島町教育委員会。

ということで、申し訳ございませんが若干この議案の訂正をお願いします。議案では計画期間が平成27年度から平成34年度となっておりますけれども、後ろの方を1年延ばしまして35年度といたします。それで前回の教育委員会会議で配布しておりますので説明は省略させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

○委員長

提案者から提案理由の説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

○委員

第4章の部分ですね。平成25年度の決算額が記載されておりますが、所々に0という部分があるんですけどもどうなんですか。

○生涯学習課長

その部分について説明いたします。まず10ページの少年の主張渡島支庁地区大会については、これは学生を公用車で連れて行くだけなので、それで0ということです。また、四町少年野球大会は当番町にあたったときに費用が出てくるので、ここはそういう形です。それから15ページの渡島のソフトバレーボール大会については当町の主催ではないですが毎年当町で開催しているという形で費用はかかっておりません。それからミドルエイジ野球大会はチームに負担金をもらって運営しているとの事です。

○委員

11ページの(2)成人教育の②課題の検討イメージとして、生活講座の①民間団体等が主導になる開催方法を検討すると記載されておりますが、はたして受け手の方が現れてくるのかなと感じました。

○生涯学習課長

現状はある程度講師の方を頼んで色々段取りを調整して講座の時になるんですよ。もちろんその講座の時には課の職員と一緒にいる

形になっておりますから、イメージとすればその運営の部分を団体が行えれば一番いいかなと。その人たちの中である程度の整理が出来るようになれば、こちらのほうでも別の方にも手が回せるし。そういうことを考えたうえでの検討ということです。具体的にどこから入って行くというところは未定ですね。

○教育長

この3ページの1番下に(3)職員数と事業量・質のバランスというのがあって、職員数が足りないのどうしようかということで4ページの部分、このため、生活講座等のあり方をあらためて精査して、実施方法や運営主体を見直したいという書き方をしています。その所謂イメージという書き方としては、民間団体等にしていますが、はたしてどういうことが出来るのか解らないですよ。ただ目標年度は平成28年度からということなのですから、それまでにどういうことができるか、或いは出来ないで終わるかもしれないんですよ。かなり難しい問題ですから。でもこれを目標にして新しいやり方を検討していこうという考え方でですね。

○委員長

可能性を設けておくということですね。

○教育長

徒に教育委員会が主催だからこれまで通りではなくて、新しい方法はないのかと模索することも1つの道だなということで書いております。

○委員

今回ALTが2人配置されているんですが、それがこの内容の中には出てこないのですか。

○委員長

英会話講座は違うのですか。

○生涯学習課長

英会話講座も行っています。11ページの生

活学級の 2 行目、英会話講座となっております。

○委員長

ありますよね。

○生涯学習課長

現実 ALT が 2 名となりましたので、今年度に英会話講座の 2 回目をこれから行います。

○委員

有効活用と言いますか、せっかくこの機会に何か出来ないかなと。おそらく私たちだけでなく、町民の人達も想っている事ではないかなと。

○生涯学習課長

わかりました。これから検討していきたいとおもいます。

○委員長

13 ページの埋蔵文化財はどうなりますか。

○生涯学習課長

埋蔵文化財は今の検討状況ですから、変わる部分はこれからあると思われるんですけども、それは結果ですからこの時点ではこれという部分で整理するしかないのかなと思います。

○委員長

主導権はやはり教育委員会で行って行かないとダメですね。

○生涯学習課長

そうですね。施設の利用云々の話だとか、町づくりに結び付けるという話になると、教育委員会だけでは無理だということになってくるんです。

○委員長

わかりました。他にございませんか。

○委員

マンパワーの部分に絡んで。社会教育主事の資格を持った職員の採用についても、一文、入れられないものかなあと。あと、働きながら取れる資格というのはないのかなと思いました。

○生涯学習課長

その答えになるかはわかりませんが、今生

涯学習課に配置されている 1 年目の職員がいるんですけども、積極的に研修や主事会だとかあるんですが、それになるべく参加させて育てていきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

《休憩 2:50~3:15》

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
何か他にございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第 3 号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、議案第 3 号は原案どおり決定いたしました。

**議案第 4 号 平成 27 年度福島町奨学生の
選定について**

○委員長

日程第 7、議案第 4 号 平成 27 年度福島町奨学生の選定についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

それでは議案の 6 ページをお願いいたします。
議案第 4 号 平成 27 年度福島町各種奨学生の選定について。平成 27 年度福島町各種奨学生として別紙のとおり願出がありましたので、福島町奨学資金条例第 4 条の規定及び福島町小笠原実奨学金基金条例第 7 条の規定、福島町花田俊勝奨学生基金条例第 8 条の規定により奨

学生を選定したいので、意見を求めます。平成 27 年 2 月 12 日提出。福島町教育委員会。記。平成 27 年度福島町各種奨学生を選定、別冊 2 ということで、議案第 4 号別冊 2 をお開き下さい。先程教育長の報告でもありました通り、町の奨学資金制度を改正いたしまして、一時金を借りられることになりましたので、条例改正後の直ちに町内会の方に回覧等を回しまして、1 月 30 日現在で合計 6 名、その後にまだ借りたいという人もいて 7 名の申し出がありました。それでこの中身的には学校教育課長補佐から説明があります。なお一時金につきましては、3 月中に親御さんの方に振り込みたいということで、後ほど補正の関係が出てきますけれども、よろしくお願いします。

○学校教育課長補佐

以下、個人情報に関する表現及び個人が特定される恐れのある部分を削除しています。

別冊 2 の 1 ページをお願いします。

まず 1 番、この方については、すでに高等学校に入学が決まっております。一時金として 30 万円、毎月 2 万円を 3 年間で合計 102 万円を貸して頂きたいということでございます。金額的には 30 万円で問題ないと思われます。2 番目、現在は高校の 3 年生です。一時金として 70 万円、毎月 3 万円の 36 万円、合計では 106 万円という形になります。3 番目。この方の進路は専門学校になります。一時金として 70 万円をお借りしたいということになります。4 番目、進学先は函館の専門学校です。3 年間通学する予定です。一時金として 70 万、あとは 3 万円の予定額ということで申請が上がっていたので、小笠原基金と町の奨学金の方で対応します。合計で 178 万円との事です。5 番目、一時金として 30 万円、毎月 2 万円、合計で 102 万円です。6 番目、この方も同様に一時金 30 万円の毎月 2 万円、合計で 102 万円との事です。

最後は変更予定者で、今は毎月 1 万 5 千円を貸していたのですが、一時金として 20 万、そして毎月 3 万円で、合計は最高の 110 万円まで貸りたいとの事です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長

提案理由の説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

○委員

個別に審査していただきたいです。

○委員長

暫時休憩いたします。

《休憩 3:25~3:32》

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。それでは 1 番と 2 番は関係があるので一緒に審査します。この 2 件についての奨学金の申請に対して可否を求めます。申請を許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは 1 番と 2 番の奨学金の申請について認めます。続いて 3 番について奨学金の申請について審議を行います。決定してよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○委員長

よって 3 番の奨学金の申請について認めます。続いて 4 番について奨学金の申請について、ご異議ございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは 4 番の奨学金の申請も許可いたします。続いて 5 番について奨学金の申請について、ご異議ございますか

(「なし」との声あり)

○委員長

5 番の方の奨学金の申請も許可します。続いて 6 番について奨学金の申請について、ご異議ございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長

6 番の方の奨学金の申請も許可します。
暫時休憩いたします。

《休憩 3:35~3:50》

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ほかに質疑はございますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第 4 号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、議案第 4 号は原案どおり決定いたしました。

議案第 5 号 平成 26 年度福島町一般会計 補正予算案(教育費関係)について

○委員長

日程第 8、議案第 5 号 平成 26 年度福島町一般会計補正予算案(教育費関係)についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明について求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

それでは議案の 7 ページをお願いします。議案第 5 号 平成 26 年度福島町一般会計補正予算案(教育費関係)について。平成 26 年度福島町一般会計補正予算案(教育費関係)を町と協議のうえ、平成 26 年度福島町議会定例会 2 月会議並びに 3 月会議に次のとおり提案したい

ので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めます。平成 26 年 2 月 12 日提出。福島町教育委員会。記。提出予算案(科目別一覧表)、別冊 3 というところで、まず別冊 3 の 2 月補正をご覧ください。これにつきましては先程可決していただきました奨学生の一時金の関係の補正でございます。今月 2 月 20 日に開催される 2 月会議に一時金の補正になります。3 ページの中段にあります 3 目教育振興費の 5. 奨学資金貸付費、補正前が 3,720,000 円、補正額が 3,200,000 円で合計 6,920,000 円となります。先程審議していただきました奨学生との関係で専門学校 70 万が 3 名分、高校の 30 万円が 3 名分、20 万円分が 1 名ということで 320 万円分の追加となります。この方々につきましては、先程もお話ししましたけれども、来月の中旬頃に一時金を渡せるように 2 月の議会で補正をするものでございます。次に 3 月補正をお願いします。3 月補正というのは、3 月 9 日から始まります定例会に平成 26 年度の事務事業の実績及び実績見込み額を勘案しまして、不要分を減額補正するものでございます。まずは学校教育の方からですが、3 ページをお願いいたします。3 ページの上段 1 目教育委員会費、2. 教育関係団体・大会参加助成金、51,000 円の減。これにつきましては、学校給食会の助成金の額が確定していますので、51,000 円の減額となります。次に 3. 福島商業高等学校存続対策費、916,000 円の減。これにつきましては、各種大会参加助成金、これも確定しました。入学奨励金、これも 27 名分としていましたが 23 名分で 4 名分の 400,000 円の減額となります。バス定額補助につきましても見込み額が確定しておりますので減額となりますので、存続対策費で 916,000 円の減額です。次に 4. 友好市町交流事業費、これは事業が終わっていますので 94,000 円の減となり

ます。次に 2 目事務局費。1. 事務局費、596,000 円の減。これにつきましては、燃料費の実績見込み及びワゴン車の入札減で合計 596,000 円の減額となります。次に 2. ALT 招致費、518,000 円の減。これにつきましても、賃金その他、活動報償費、旅費、渡航費用負担金等が確定している部分がございますので、それも含みまして 518,000 円の減となります。次に 3 目教育振興費です。1. 教育振興費は 62,000 円の減。これにつきましては、総合学習講師謝金の見込み減、それと学校健康会納付金の減ということで合計 62,000 円の減額となります。次の 2. 児童生徒輸送費。804,000 円の減額です。これは燃料費の見込みと修繕費、車輛借上料の実績見込みを勘案いたしまして、804,000 円の減です。それから 3. 健康診断事業費。175,000 円の減。人間ドックの負担金、これにつきましては 2 名分で 48,000 円の増となりますけれども、児童生徒或いは先生方の健康診断委託料はすでに終了していますので 223,000 円の減ということで合計 175,000 円の減額となります。それから 4. 就園・就学奨励援助費、2,448,000 円の減額です。これにつきましても対象人数が決定していますので、その実績見込み額の減です。就園奨励費 1,200,000 円の減、特別支援就学奨励費 99,000 円の減、要・準要保護就学援助費 1,149,000 円の減、合計で 2,448,000 円の減となります。次に 5. 奨学資金貸付費。これはちょっと訂正をお願いします。補正前の額が 638 万円となっておりますが 6,920,000 円です。そして 1,800,000 円の減はそのままです。よって合計で 5,120,000 円に訂正をお願いします。次に、小笠原実奨学資金分 720,000 円、花田俊勝奨学資金で 1,080,000 円の実績見込みによる減となります。合計で 1,800,000 円の減となります。つぎに 4 目教員住宅管理費の 2. 教員住宅整備事業費、補正額 98,000 円の減額になり

ます。計で 2,592,000 円になります。これは三岳の教員住宅の塗装工事の入札減になります。最後に 5 目私立学校振興費の 1. 私立学校の振興費 13,000 円の減、助成金の額が確定していますので 13,000 円の減となります。次に 4 ページをお願いします。2 項小学校費。1 目学校管理費の 1. 学校管理費、33,000 円の減。これにつきましてはテレビの受信料見込み額の減です。つぎに 3. 各学校校舎営繕事業費、303,000 円の減です。これにつきましては工事の入札減ですね。吉岡小学校の高圧設備改修工事の分で 162,000 円の減。福島小学校南側校舎非常階段等改修工事の 141,000 円の減ということで、合計で 303,000 円の減になります。4. 教育用コンピュータ整備事業費。339,000 円の減。これにつきましても手数料 100,000 円、それとウイルスソフト 239,000 円の実績見込み額による減でございます。それから 5. 福島小学校中庭遊具設置工事費。290,000 円の減。これにつきましても工事の入札減の 290,000 円の減になります。つぎに 3 項中学校費。1 目。3. 教育用コンピュータ整備事業費。小学校費と同様に実績見込みによる減で 261,000 円の減でございます。次に 4. 福島中学校消火ポンプ取替工事費。これにつきましても入札減による 92,000 円の減額になります。次に 5 ページをお願いします。3 目学校給食センター費。1. 学校給食センター費で 317,000 円の減額です。備品購入費 76,000 円、これには食缶を追加で買う予定でございます。その他実績見込みで共済費 47,000 円、燃料費 130,000 円、洗剤購入費 60,000 円、その他通信運搬費 30,000 円、検査手数料 74,000 円、学校給食用パン・米飯配送業務等委託料 52,000 円の減ということで合計 317,000 円の減額となります。次に歳入になります。1 ページをお願いします。7 目教育使用料の 2. 幼稚園授業料滞納繰越分 69,000 円の追

加で 70,000 円となります。次に 12 款国庫支出金。5 目教育費国庫補助金。1. 教育総務費補助金 374,000 円の減です。先程支出の方で幼稚園就園費だとか減額になりましたので、その分に合わせてほとんど国の額は確定して内示されておりますので 374,000 円の減です。それに 14 款財産収入。1 項財産運用収入の 1. 土地建物貸付収入が 237,000 円の増です。これにつきましては 26 年度当初予算の時には編成の時点では美山の住宅が 1 つ空いていたんですけども、26 年度は全部使っていますので 1 戸の 1 年分の賃貸料が 237,000 円ですので、237,000 円の増となります。次に 2 ページをお願いします。2 ページの 18 款諸収入。3 項貸付金元利収入。1. 奨学金貸付金収入。3,120,000 円の追加です。これにつきましては一括返済は 2 名分、町と花田俊勝奨学基金の分を両方借りていたんですけども、その分の一括返済ということで 3,120,000 円の増です。それと 2. 滞納繰越分、81,000 円の追加ということです。

学校教育の関係は以上でございます。

○生涯学習課長

次に生涯学習関係の所管分の説明をいたします。まずは歳出の方から説明をいたしますので 4 ページをお開き下さい。4 項社会教育費。1 目社会教育総務費。2. 読書活動費ですね。ここは賃金とやまゆりの印刷が終わっていますので、その関係で 149,000 円の減額。その下の 3. 成人教育費につきましては、高齢者学級のバスの借上げをしないで公用車を使いましたので 185,000 円の減額。5. 少年教育費につきましては、通学合宿の実績で 29,000 円の減額。5 ページをお願いします。6 項保健体育費。2 目総合体育館運営費。1. 総合体育館運営費ですけれども、580,000 円の減額です。実績見込みにより燃料費、光熱水費、電話料それぞれ減額します。2. 総合体育館改修事業費ですけれども、総合

体育館耐震化等工事設計委託料とアリーナ床改修工事それぞれ入札減によりまして、268,000 円の減額です。4 目町民プール運営費。1. 町民プール運営費、340,000 円の減額です。これも事業確定によりまして、燃料費 188,000 円、光熱費で 100,000 円、薬剤購入費で 41,000 円、施設管理委託料で 11,000 円の合計で 340,000 円の減額です。5 目ファミリースポーツ公園管理費。1. ファミリースポーツ公園管理費ですけれども、275,000 円の減額。内訳は修繕費で 250,000 円とありますけれども、芝の管理で当初から張り替え部分の部分を見ていたけれども、今年はそのような現象がなかったとのことです。その分の 250,000 円を減額です。それから電話料と各種手数料は実績見込み額の減で合計 275,000 円の減です。次に 3 款民生費。1 項社会福祉費。6 目福祉センター運営費ですけれども、実績見込み額の減により 124,000 円の減額。燃料費、光熱水費、ワックス塗布委託料はそれぞれ記載のとおりです。それから 2. 福祉センター改修事業費につきましては、耐震診断業務委託料の入札減によりまして、749,000 円の減となっております。続いて歳入の方も説明しますので 1 ページをお開きください。12 款国庫支出金。2 項国庫補助金。2 目民生費国庫補助金の 2. 福祉センター改修費補助金 375,000 円の減額。社会資本整備総合交付金の福祉センター耐震診断分ですけれども、これで 375,000 円の減額です。それで 1 つ抜けている部分がありました。今の福祉センター改修費補助金の摘要欄と同じ内容でございます。それで総合体育館の実施設設計分の補助金が抜けております。それが入るところはその下の教育費国庫補助金の教育総務費補助金の中に入るんですけども、これが上と同じような内容で 158,000 円の減額という部分が抜けておりました。これを加えますと、－374,000 円がー

532,000 円に、右計の 2,196,000 円が 2,038,000 円になります。又、計の補正額－749,000 円が－907,000 円に、3,821,000 円が 3,663,000 円となります。申し訳ございません。あとは 2 ページの 5 項雑入のところで 10. 雑入のところですが、それぞれ福祉センターの公衆電話手数料だとか、町史売払収入だとか電気料等で実績見込みで 11,000 円の減額となっております。

以上です。

○委員長

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

○委員

奨学金の貸付金の事です。3 ページの方の歳出の金額が 1,800,000 円の減ということは貸付金額の返済があったということですか。

○学校教育課長

借りる人が少なかったと。当初予定していた分の予算が余りましたということです。

○委員長

幼稚園の滞納分とはなんでしょうか。

○学校教育課長

最後の年に、1 人だけ授業料が未納の人がいまして、これが 12 月に 70,000 円が入りましたということです。

○委員長

わかりました。暫時休憩いたします。

《休憩 4:14～4:17》

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。他にご質問はございますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第 5 号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおり決定いたしました。

議案第 6 号 平成 27 年度福島町一般会計 予算案(教育費関係)について

○委員長

日程第 9、議案第 6 号 平成 27 年度福島町一般会計予算案(教育費関係)について、を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

それでは議案の 8 ページをお願いします。議案第 6 号 平成 27 年度福島町一般会計予算案(教育費関係)について。平成 27 年度福島町一般会計補正予算案(教育費関係)を町と協議のうえ、平成 26 年度福島町議会定例会 3 月会議に次のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めます。平成 27 年 2 月 12 日提出。福島町教育委員会。記。提出新年度予算案ということで、議案第 6 号別冊 4 の平成 27 年度一般会計教育費関係当初予算案をお願いします。まずは歳出から説明をします。3 ページをお願いいたします。主なものだけ説明させていただきます。1 項教育総務費の 1 目教育委員会費の中の 2. 教育関係団体・大会参加助成金 4,216,000 円で 610,000 円の増です。これにつきましては大会参加助成金 450,000 円の増。今までは用務員が遠い所もマイクロバスで運転して行っていたのですけども、事故の関係やその他考えまして札幌より遠い会場につきましては JR なりで行って頂くと。そういうことで 450,000 円の増になります。他に学校給食会助成金 260,000 円の増。これにつきましては月 1

人200円の助成を頂いていましたがこれを300円にして、地場産の割合を高めたいということで260,000円の増です。次の3.福島商業高等学校存続対策費。これにつきましては新規で看護医療系試験の講習で800,000円の増、それと定期バス補助で386,000円の増ということで、全部で986,000円の増になります。次に2目事務局費、1.事務局費3,607,000円の減です。これにつきましては去年ワゴン車を買った分の購入費の3,500,000円の減。あとは燃料費が主な減の内容でございます。次に2. ALT 招致費。4,899,000円の増になっておりますけれども、去年の当初では1人分しかみておりませんでしたので今回は当初から2人分みるということで1人分の増で4,899,000円の増になります。次に3目教育振興費の1.教育振興費1,987,000円の増。これにつきましては小学校の教科書が替わりますので先生用の指導書購入が主な増で2,112,000円であります。2.児童生徒輸送費。3,109,000円の増。これにつきましては今現在スクールバスの運転は再任用の方が運転手をしていただきますけれども、再任用の期間が切れますのでバスの運転を臨時職員で対応するというのでその分の賃金、共済費等が増えております。次に5.奨学資金貸付費。4,680,000円の増となります。これにつきましては一時金の分3,000,000円、それとその他の月々の分1,680,000円をみまして4,680,000円の増となります。次に4ページの4目教員住宅管理費。2.教員住宅整備事業費860,000円の減。これにつきましては去年校長住宅も屋根塗装しましたので今年度は1棟4戸だけで860,000円の減となります。次に2項小学校費。1目学校管理費。2.特別支援員配置費。1,759,000円の増。これにつきましては先程もありましたように、学習支援員を福小、吉小それぞれ1名ずつ配置したいということでその分の賃金、共済費等に

なっております。3.各学校校舎営繕事業費で707,000円の減。5ページをお願いします。3項中学校費。1目学校管理費の2.各学校校舎営繕事業費。2,675,000円の増。これにつきましては福中の電気高圧施設の改修工事2,700,000円を見込んでいます。それに新たな中学校のグラウンド横にある物置を設置するというので475,000円の増。次に6ページ3目学校給食センター費。1.学校給食センター費1,283,000円につきましては、光熱水費等の増になっております。

次に、歳入2ページをお願いします。主なものです。18款諸収入、3項貸付金元利収入、1.奨学金貸付金収入で、先程も言いましたように一括返済された方がいたので660,000円の減になります。

学校教育の方は以上になります。

○生涯学習課長

それでは生涯学習所管の支出の方から説明いたします。主なものを説明いたしますので6ページをお願いします。5項保健体育費の2目総合体育館運営費、1.総合体育館運営費ですけれども226,000円の増です。この主な内訳は右の方に記載されておりますけれども、一番大きいところは施設管理委託料の205,000円の増という所です。これにつきましては利用者の利便性の向上も考えまして、閉館時間を15分遅らせて今は9時までとしていますけれども、9時までだと閉館準備の部分もありますからその分でちょっと早く終わらせなきゃいけない状態にあると。その部分を15分の賃金で様子を見て解消しようという部分がここでございます。それからその下の総合体育館改修事業費でございますけれども、250,000,000円となっておりますけれども、修正をお願いします。250,300,000円、300,000円をプラスでございます。そして増減が238,800,000円の増となり

ます。内訳は記載されておりますけれども、工事の管理委託料が 4,000,000 円となっておりますけれども、そこが 4,300,000 円でございます。そして改修工事費が 246,000,000 円という中身になっております。昨年はこの実施設計の分、アリーナの床改修の分がありましたのでそれを引くと先程も言いました 238,800,000 円の増になります。内容を少し詳しく説明いたしますと、耐震補強の部分がメインになるんですけどもそれに加えて大屋根の葺き替えそれから外壁の防水という長寿命化と言いますか、施設をもたせる為の改修を行い、そして避難所に指定されているものですから、その部分にも対応できるようにここには記載されていませんが非常用発電装置のような対応を含めましてこの金額になったところでございます。それから 5 目のファミリースポーツ公園管理費。1. ファミリースポーツ公園管理費は 644,000 円の増となります。これは隔年でやっております芝管理エアレーションの部分が増の要因となります。2. ファミリースポーツ公園改修事業費につきましましては、今年は管理棟屋根塗装を計画的に行って行くということで 1,300,000 円を計上しております。3 款民生費、1 項社会福祉費。6 目福祉センター運営費、1. 福祉センター運営費ですけども 1,042,000 円の減額となっております。積み上げの修繕費等があるんですけどもその中で去年よりもかけない計画と予算ということでこのような金額と予算になっております。2. 福祉センター改修事業費につきましましては耐震診断が完了したことにより今年は何もないので 4,000,000 円の減になっております。

歳入につきましましては実績勘案と科目廃止の部分ですので説明を省略いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長

提案理由の説明が終わりました。暫時休憩します。

《休憩 4:40～4:44》

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第 6 号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、議案第 6 号は原案どおり決定いたしました。

閉会宣言

○委員長

以上で本委員会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって平成 27 年第 2 回福島町教育委員会会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。